

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

		所管課名	河川課	整理番号	1-331
許認可等の種類	流水占用料等の減免				
根拠法令条例等・条項	河川法施行細則第5条第2項				
許認可等の概要	流水占用料等の減免の承認				
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (個々の申請ごとに判断せざるを得ないものであり、規則の定め以上に具体的な基準を定めることが困難)				
基準の制定根拠	-				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日				
期間の制定根拠	平成8年3月27日7河第580号				